

## 高圧ガス販売計画書の附属明細書(液石)

容 器 置 場 （ 容 器 置 場 を 所 有 す る 場 合 の み ）	所在地				
	面積	縦	m × 横	m =	m <sup>2</sup>
	容器による貯蔵に係る技術基準 対応状況 (液石則第19条第2項関係) 該当する箇所に✓印を付けること	<p>船、車両、若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器での貯蔵は行いません。</p> <p>充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所で行います。</p> <p>{ 開口部： 方向(2方向以上) 換気装置 }</p> <p>充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。</p> <p>{ 区分方法： 札 ライン その他( ) }</p> <p>容器置場には、計量器等作業に必要なもの以外のものを置きません。</p> <p>容器置場の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ引火性又は発火性の物を置きません。距離が不足する場合は、容器置場に障壁を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 火気距離： m(2m以上)</li> <li>- 障壁設置 - 厚さ9cm以上の鉄筋コンクリート造り             <ul style="list-style-type: none"> <li>- その他( )</li> </ul> </li> </ul> <p>充てん容器等は、常に温度40度以下に保ちます。</p> <p>{ 温度保持措置： 屋根 温度計 その他( ) }</p> <p>充てん容器等(内容積5以下のものを除く)には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する装置を講じ、かつ粗暴な取扱いは行いません。</p> <p>{ 防止措置： チェーン ロープ その他( ) }</p> <p>可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。</p>			
	容器置場付近の状況を示す図面	別紙のとおり	容器置場構造図	別紙のとおり	
	保安台帳の様式	別紙のとおり			
	配管の気密試験のための器具又は設備 (該当する箇所に✓印を付けること)	自記圧計 マノメーター その他( )			
	販売所付近の状況を示す図面	別紙のとおり			
	ガスの仕入先				
	販売責任者	販売に従事する従業員数			